

申し込みにあたっては・・・

Q 参加したいけど
どこで活動していいか
分からない・・・

A 参加する気持ちさえあれば問題
ありません。最寄りの土木事務所
が活動場所についてアドバイ
スします。

Q どこでも活動していいの？

A 千葉県の河川や海岸のうち、県が管
理する区間が対象となります。詳し
くは最寄りの土木事務所にお問い合
わせください。



■ 問い合わせ先



千葉県 県土整備部 河川環境課
〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 中庁舎4階
TEL: 043-223-3155
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kakan/index.html>

アダプトプログラムについて
詳しく知りたい……

事務所	住所	電話番号	ホームページURL
千葉土木事務所	千葉市中央区出洲港11-1	043-242-6104	http://www.pref.chiba.lg.jp/cs-chiba/index.html
葛南土木事務所	船橋市浜町2-5-1	047-433-6747	http://www.pref.chiba.lg.jp/cs-katsunan/index.html
東葛飾土木事務所	松戸市竹ヶ花24	047-364-5143	http://www.pref.chiba.lg.jp/cs-toukatsu/index.html
柏土木事務所	柏市柏745	04-7167-1373	http://www.pref.chiba.lg.jp/cs-kashiwa-s/index.html
印旛土木事務所	佐倉市錦木仲田町8-1	043-483-1143	http://www.pref.chiba.lg.jp/cs-inba/index.html
成田土木事務所	成田市加良部3-3-2	0476-26-3631	http://www.pref.chiba.lg.jp/cs-narita-s/index.html
香取土木事務所	香取市佐原1126-6	0478-52-5195	http://www.pref.chiba.lg.jp/cs-katori/index.html
銚子土木事務所	銚子市長塚町2-44-9	0479-22-6561	http://www.pref.chiba.lg.jp/cs-choushi-s/index.html
海匝土木事務所	匝瑳市八日市場1999	0479-72-1160	http://www.pref.chiba.lg.jp/cs-kaisou/index.html
山武土木事務所	東金市東新宿17-6	0475-54-1134	http://www.pref.chiba.lg.jp/cs-sanbu/index.html
長生土木事務所	茂原市茂原1102-1	0475-26-3702	http://www.pref.chiba.lg.jp/cs-chousei/index.html
夷隅土木事務所	いすみ市大原8513-1	0470-62-3311	http://www.pref.chiba.lg.jp/cs-isumi/index.html
安房土木事務所	館山市北条402-1	0470-22-4344	http://www.pref.chiba.lg.jp/cs-awa/index.html
君津土木事務所	木更津市貝淵3-13-34	0438-25-5132	http://www.pref.chiba.lg.jp/cs-kimitsu/index.html
市原土木事務所	市原市八幡海岸通1969	0436-41-1303	http://www.pref.chiba.lg.jp/cs-ichihara-s/index.html

平成28年4月



こんな活動をみんなでやってみませんか。 千葉県は応援します。

気持ちのよい川と海のある街で毎日を暮らしていけるように、
千葉県の河川と海岸をよりよい姿で未来に引き継いでいけるように、
みんなで川や海にかけて、ちょっと活動してみませんか。



アダプトプログラムとは...

県の管理する川や海岸において、住民や企業のみなさんが美化清掃などのボランティア活動を行い、行政がこれを支援する制度です。

多くの方が気軽に安心して川や海岸の環境保全活動に参加できるプログラムです。



美化・清掃



除草や植生管理

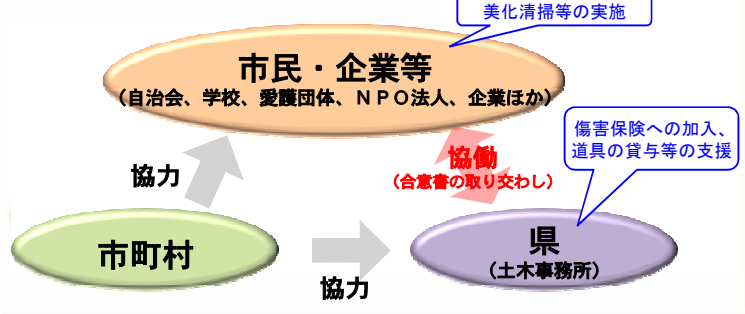


環境調査や環境学習



県管理河川などの
公共施設の確認

千葉県河川海岸アダプトプログラム



参加方法としくみ

アダプトプログラムへの参加は誰でも簡単にできます。
プログラムに参加することで、行政から清掃道具などの支援がうけられます。

参加申込み

参加を希望する団体(※1)は、千葉県の最寄りの土木事務所に参加申込書を提出します。

※1 地域住民による自治組織、企業、学校及び河川又は海岸の愛護活動を行っている特定非営利活動法人その他の団体



合意書の取り交わし

参加団体と活動区間の管理者(千葉県)との間で合意書を取り交わします。合意書には、役割分担や活動にあたって守るべきルールなどが示されています。
合意書の取り交わしは、参加団体と県が互いに協力して活動を進めていくための「契約」の意味合いがあります。

年間活動計画書の提出

参加団体は、事前に年間の活動予定を提出します。
(おおよその計画で問題ありません)

行政による活動支援の実施

行政は、参加団体が活動しやすいように支援を行います。

- 清掃等の道具類の支給・貸出
- ボランティア活動保険の加入費用負担
- 活動区間へのサインボード(誰がどんな活動をしているかを示した看板)の設置
- 収集ゴミの回収・処分(※2)など

※2 活動場所の市町村によって回収・処分方法は異なります。

参加団体による活動

安全に配慮し、無理のない活動を行ってください。

活動実施状況報告

活動結果について、概要を管理者に報告してください。



除草作業



清掃活動



清掃活動

